

令和7年度環境物品等の調達実績の概要

消費者庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき、令和7年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 令和7年度の経緯

令和7年度については、環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりである。

調達総量に対する基準を満たす物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を調達目標としていたところであるが、一部の品目において判断の基準を満たす物品を調達できなかった。

具体的には、携帯電話の調達及びPHSの調達について、機能上、性能上の必要性から基準を満たすことができなかった。

3. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

環境物品等の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品又はこれと同等なものを調達するように努めた。

4. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するように働き掛けた。物品の納入等に際しては、できるだけ低公害車の利用に努めるよう働き掛けるとともに、簡易な包装とするよう働き掛けた。

印刷業務を行う事業者に対して、グリーン購入法に適合する資材の利用を求めたが、機能上、特性上の必要性から、一部基準を満たすことができなかった。

5. 令和7年度調達実績に関する評価

令和7年度については、調達方針に定めた目標をおおむね達成することができた。令和8年度以降の調達においても、調達方針に定めた目標を達成できるように努めるとともに、引き続き各部局等への周知徹底を図るよう努めたい。